

第211期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月20日(火曜日)午前10時

開催場所

大垣フォーラムホテル 3階 雲海の間
岐阜県大垣市万石2丁目31番地

目次

第211期定時株主総会招集ご通知	02
株主総会参考書類	07
第1号議案 剰余金の処分の件	07
第2号議案 取締役8名選任の件	08
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	14
事業報告	15
計算書類	37
連結計算書類	39
監査報告書	41
ご参考	47

懇談会、お土産およびシャトルバスの運行は取り止めとさせていただきます。



ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。OKB大垣共立銀行の第211期定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ひとことごあいさつ申し上げます。

2022年度は中期経営計画「Let's Do It! ～社員輝き 地域伸びゆく～」の2年目として地域循環型社会の担い手となり、地域経済の活性化と持続的成長に向け、OKBグループ一体となって積極的に業務を展開してまいりました。その結果、OKBサステナブルサポートデスクの設置や、自治体向けコンサルティングチーム「ローカル共Co-プロジェクト」の創設などを通じてコンサルティング型ビジネスモデルを強化するとともに、お客さまニーズの変化に合わせた店舗ネットワークの再構築と業務プロセス改革を同時に進めることで、今年4月の新たなサービス拠点「OKB岐阜中央プラザ わくわくベースG」のオープンなどへと繋げることができました。

取り巻く環境は、脱炭素化をはじめとするサステナビリティに向けた世界的な潮流や、新型コロナウイルス感染症に端を発したデジタル化の急速な進展に加え、ウクライナをはじめとした世界情勢の変化などにより予測が困難になっています。こうした中、OKBはこれからも、地域の皆さまに寄り添い、一緒になって課題解決に取り組むことで“お客さまの共感と感動を呼び、地域に必要とされる企業グループ”を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きより一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

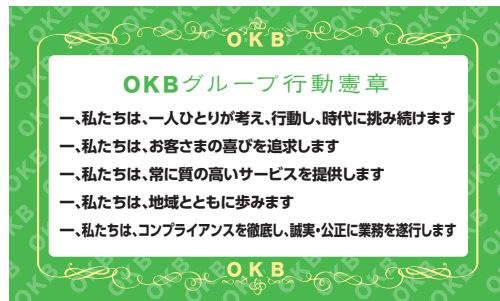
取締役頭取 境 敏幸

大垣共立銀行は、関連会社を含めたOKBグループとして

「OKBグループ行動憲章」を制定しています。

OKBグループ一人ひとりがOKBの『文化』『伝統』『考え方』を継承し、

“地域とともに”“お客さま目線”を徹底してまいります。



株主各位

証券コード 8361
2023年6月2日
(電子提供措置の開始日 2023年5月25日)

岐阜県大垣市郭町3丁目98番地
株式会社 大垣 共立銀行
取締役 頭取 境 敏 幸

第211期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第211期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第211期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.okb.co.jp/investor/i-top.html>

上記の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、下へスクロールして「株主総会」の欄よりご確認ください。



また、上記ウェブサイトのほか、以下の東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「大垣共立銀行」または「コード」に「8361」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討いただき、**2023年6月19日(月曜日)午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

ご参考

記

1. 日 時 2023年6月20日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 岐阜県大垣市万石2丁目31番地 **大垣フォーラムホテル 3階 雲海の間**

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第211期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第211期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

◎インターネットまたは書面による議決権行使の方法につきましては、5頁～6頁をご参照ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載いたします。

◎次の電子提供措置事項につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①事業報告の「**当社の新株予約権等に関する事項**」
- ②計算書類の「**株主資本等変動計算書**」および「**個別注記表**」
- ③連結計算書類の「**連結株主資本等変動計算書**」および「**連結注記表**」

したがって、本招集ご通知に記載の事項は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

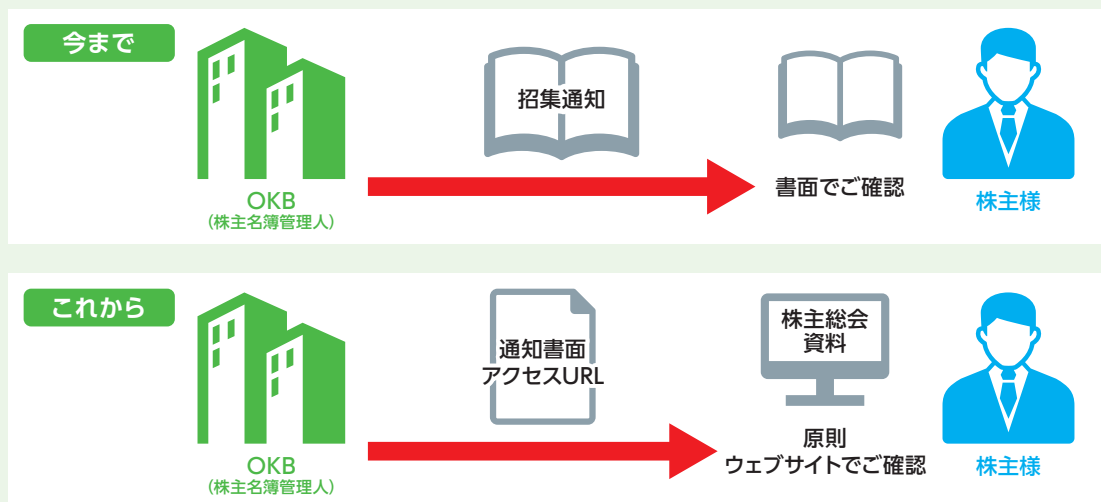
◎株主総会当日の様子の一部につきましては、後日当社ウェブサイトにて動画配信いたします。

株主総会当日のご来場につきましては、ご自身の健康状態を踏まえご判断いただきますようお願い申し上げます。また、運営スタッフは引き続きマスクを着用して対応させていただきます。

大切なお知らせ

株主総会資料の電子提供制度のご案内

2022年9月1日施行の改正会社法により「株主総会資料の電子提供制度」が開始されました。本制度はこれまで株主様に書面でお届けしていた株主総会資料がウェブ化され、株主様には原則としてウェブサイトへアクセスのうえ、インターネットを通じてご確認くださいことになり、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主様にのみ株主総会資料を書面でお届けするものです。



上記の法改正にかかわらず、制度開始直後の株主様の利便性を考慮し、**本定時株主総会については株主総会資料を一律に従来どおり書面でお届けしています。**

今後も書面によるお受取りを希望される株主様へ(書面交付請求のお手続き)

次回以降の株主総会において、株主様にお届けする資料については未定ですが、次回以降も書面によるお受取りを希望される株主様は、以下の[みずほ信託銀行電子提供制度専用ダイヤル]またはお取引の証券会社などにて**次回議決権基準日(定時株主総会については2024年3月31日)までに書面交付請求の手続きを完了していただきますようお願い申し上げます。**

お問い合わせ先

みずほ信託銀行 電子提供制度専用ダイヤル

電話番号: **0120-524-324** (通話料無料) ご利用時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝休日除く)

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」および以下をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には次の3つの方法があります。



インターネットによる議決権行使

詳細は6頁をご参照ください

以下のいずれかの方法で行使が可能です。

- ①QRコード※を読み取る方法「スマート行使」
- ②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

行使期限

2023年6月19日(月)
午後5時45分受付分まで

- ・書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複した場合は、インターネットによるものを有効といたします。
- ・インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ・インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

機関投資家の皆さまへ 議決権行使の方法として、株式会社 ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用が可能です。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



書面(議決権行使書用紙)の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するように投函ください。

第1号議案、第3号議案

- ▶賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- ▶否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

第2号議案

- ▶全ての候補者に賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- ▶全ての候補者を否認する場合 → “否”を○で囲んでください。
- ▶一部の候補者を否認する場合 → “賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内にご記載ください。

・各議案につきまして、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2023年6月19日(月)
午後5時45分到着分まで

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

また、当日は本招集ご通知をご持参ください。

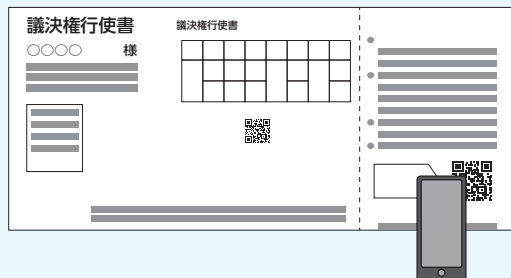
開催日時

2023年6月20日(火)
午前10時

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は1回のみ

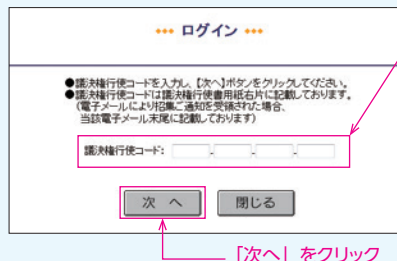
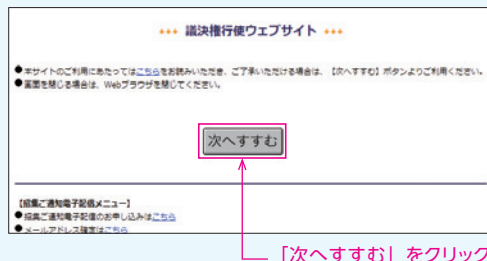
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙(裏面)の左片に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
 ・QRコードを再度読み取ると、PC向けサイトへ遷移いたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

・操作画面はイメージです

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙(裏面)の左片に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



パスワード変更画面が表示されますので、議決権行使書用紙(裏面)の左片に記載のパスワードを入力し、株主様をご使用になる新しいパスワードに変更してください。

- 3 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意事項

- ・パスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。
- ・パスワードを当社からお尋ねすることはありません。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っていますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号: **0120-768-524** (通話料無料) ご利用時間: 年末年始を除く午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案および参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては長期にわたり安定的な収益基盤を確保するため内部留保の充実に努めるとともに継続的な安定配当の基本方針のもと、業績や経営環境を総合的に勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

当期末配当につきましては1株につき35円といたしたいと存じます。これにより年間の普通配当は1株につき70円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金35円

総額1,456,834,015円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月21日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員(8名)は任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における現在の地位	取締役会の出席状況(2022年度)
1	再任	 さかい とし ゆき 境 敏幸	取締役頭取 (代表取締役)	100% (12/12回)
2	再任	 つち や さとし 土屋 諭	常務取締役	100% (12/12回)
3	再任	 はやし たか はる 林 敬治	常務取締役	100% (12/12回)
4	再任	 の が み まさ ゆき 野上 匡行	常務取締役	92% (11/12回)
5	再任	 かけひ まさ き 筧 雅樹	常務取締役	100% (12/12回)
6	再任	 かん だ まさ あき 神田 真秋	社外 独立役員	社外取締役 100% (12/12回)
7	再任	 たん ご やす たけ 丹呉 泰健	社外 独立役員	社外取締役 92% (11/12回)
8	再任	 もり ぐち ゆう こ 森口 祐子	社外 独立役員	社外取締役 83% (10/12回)



再任

候補者番号

1

さかい

境

とし ゆき

敏幸

(1956年12月7日生)

所有する当社の株式の数
3,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月	当社入社	2018年 6月	当社専務取締役
2006年 5月	当社経営管理部長	2019年 6月	当社取締役頭取(現任)
2009年 4月	当社各務原支店長		
2011年 5月	当社総合企画部長		
2011年 6月	当社取締役総合企画部長		
2017年 6月	当社常務取締役総合企画部長		
2018年 5月	当社常務取締役		

担当 全般・業務監査部

取締役候補者とした理由

境敏幸氏は、2011年6月に取締役、2017年6月に常務取締役、2018年6月に専務取締役に就任し、2019年6月より取締役頭取を務めております。主に経営企画部門、経営管理部門に携わり、豊富な実績と経験をもとに取締役としての職責を果たしていることから、今後もその職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者となりました。



再任

候補者番号

2

つち や

土屋

さとし

諭

(1980年2月16日生)

所有する当社の株式の数
33,458株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年 4月	オリックス株式会社入社	2017年 6月	当社取締役名古屋支店長
2011年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ(株式会社みずほ銀行・みずほ信託銀行株式会社)入社	2018年 5月	当社取締役愛知法人営業部長
		2018年 6月	当社常務取締役愛知法人営業部長
		2019年 5月	当社常務取締役(現任)
2014年 5月	当社入社 当社名古屋支店副支店長		
2016年 5月	当社執行役員名古屋支店長		

担当 総合企画部・広報部・人事部・IT統轄部・市場金融部・総務部

取締役候補者とした理由

土屋諭氏は、2017年6月に取締役に就任し、2018年6月より常務取締役を務めております。オリックス株式会社勤務を経て慶応義塾大学大学院で経営管理における専門的知識を習得、株式会社みずほフィナンシャルグループでの審査・コンサルティング・国際業務などの勤務経験と当社での営業推進・管理業務によって培った金融業務全般における高い見識を有していることから、今後もその職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者となりました。



再任

候補者番号

3

はやし たか はる
林 敬治

(1959年11月28日生)

所有する当社の株式の数
4,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2013年 4月	当社執行役員岐阜支店長
2000年 5月	当社一宮南支店長	2014年 6月	株式会社OKBフロント社長
2002年 5月	当社則武支店長	2015年 6月	株式会社明星社長
2005年 3月	当社県庁前支店長	2019年 6月	当社常務取締役(現任)
2007年 5月	当社業務開発部長		
2010年 5月	当社羽島支店長		
2012年 5月	当社岐阜支店長		

担当

経営管理部・関連事業部・審査部・
事務管理部・事務集中部・システム部

取締役候補者とした理由

林敬治氏は、2019年6月より常務取締役を務めております。当社の経営企画部門、商品開発部門、営業店業務に携わるほか、株式会社明星では不動産業務に加え新規事業を立ち上げるなど銀行業以外の会社経営で培った豊富な経験と高い見識を有していることから、今後もその職務を適切に遂行することができると判断し、取締役候補者いたしました。



再任

候補者番号

4

の が み ま さ ゆ き
野上 匡行

(1962年2月12日生)

所有する当社の株式の数
4,850株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2017年 6月	当社取締役支店部長
2008年 10月	当社美濃支店長	2018年 5月	当社取締役東京支店長
2011年 5月	当社岐阜支店副支店長	2020年 5月	当社取締役岐阜支店長
2013年 5月	当社審査部長兼審査部経営革新 サポートセンター所長	2020年 6月	当社統括執行役員岐阜支店長
2015年 5月	当社市場金融部長	2021年 6月	当社常務取締役岐阜支店長
2016年 5月	当社執行役員支店部長	2023年 4月	当社常務取締役岐阜支店長 兼千手堂支店長(現任)

取締役候補者とした理由

野上匡行氏は、2017年6月に取締役、2020年6月に統括執行役員に就任し、2021年6月より常務取締役を務めております。営業部門、市場部門のほか企業再生業務で培った高度な専門性を有しており、その豊富な実績と経験をもとに職責を果たしていることから、今後もその職務を適切に遂行することができると判断し、取締役候補者いたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

ご参考



再任

候補者番号

5

かけひ まさ き
寛 雅 樹

(1962年3月24日生)

所有する当社の株式の数
 3,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2021年 5月	当社統括執行役員
2011年 4月	当社総務部部长代理	2021年 6月	当社常務取締役(現任)
2012年 10月	当社中村支店長		
2017年 1月	当社業務監査部長		
2018年 5月	当社総合企画部長		
2018年 6月	当社取締役総合企画部長		
2020年 6月	当社統括執行役員総合企画部長		

担当

営業支援部・法人営業部・海外事業推進部・
 個人営業部・公務金融部

取締役候補者とした理由

寛雅樹氏は、2018年6月に取締役、2020年6月に統括執行役員に就任し、2021年6月より常務取締役を務めております。営業店業務をはじめ経営企画部門、監査部門で培った豊富な実績と経験をもとに職責を果たしていることから、今後もその職務を適切に遂行することができると判断し、取締役候補者としていたしました。



再任

社外

独立役員

候補者番号

6

かん だ まさ あき
神 田 真 秋

(1951年10月1日生)

所有する当社の株式の数
 4,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月	名古屋弁護士会弁護士登録	(重要な兼職の状況)
1989年 11月	一宮市長	愛知芸術文化センター総長
1999年 2月	愛知県知事	愛知県国際交流協会会長
2011年 1月	愛知芸術文化センター総長(現任)	株式会社東海東京調査センター顧問
2014年 6月	当社社外取締役(現任)	ブラザー工業株式会社社外監査役
2019年 6月	ブラザー工業株式会社社外監査役(現任)	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

神田真秋氏は、2014年6月より当社社外取締役を務めております。弁護士としての経歴に加え、一宮市長や愛知県知事を歴任するなど行政・地方自治への幅広い見識と豊富な経験を有しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、今後も社外取締役としての当社経営全般に対する適切な提言や助言により、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって9年となります。



候補者番号 **7** たん ご やす たけ
丹 呉 泰 健 (1951年3月21日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月	大蔵省入省	2014年 6月	日本たばこ産業株式会社 取締役会長
2006年 10月	財務省理財局長	2015年 6月	当社社外取締役(現任)
2007年 7月	同省大臣官房長	2020年 6月	三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役(監査等委員) (現任)
2008年 7月	同省主計局長		
2009年 7月	同省財務事務次官		
2010年 12月	株式会社読売新聞グループ本社監査役		
2012年 12月	内閣官房参与		

(重要な兼職の状況)
三菱UFJ信託銀行株式会社社外取締役(監査等委員)

再任 社外

独立役員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

丹呉泰健氏は、2015年6月より当社社外取締役を務めております。財務省の主計局長や財務事務次官を歴任し、金融行政の広範な知識と経験を有しております。今後も社外取締役としての当社経営全般に対する知識と経験に裏打ちされた的確な助言や指導により、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。



候補者番号 **8** もり ご ち ゆう こ
森 口 祐 子 (1955年4月13日生)

所有する当社の株式の数
930株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 12月	日本女子プロゴルフ協会(JLPGA)入会	2019年 1月	日本プロゴルフ殿堂入り
1990年	岐阜県スポーツ栄誉賞 受賞	2020年 6月	当社社外取締役(現任)
1992年	JLPGAツアー 永久シード獲得		
1994年	岐阜県県民栄誉賞 受賞		
2012年 3月	岐阜県教育委員		
2015年 6月	株式会社ゴールドウイン社外取締役(現任)		

(重要な兼職の状況)
株式会社ゴールドウイン社外取締役

再任 社外

独立役員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

森口祐子氏は、2020年6月より当社社外取締役を務めております。プロスポーツ選手として長年培った幅広い見識と豊富な経験を有しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、今後も社外取締役としての当社経営全般に対する適切な提言や助言により、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

- 注1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- 森口祐子氏の戸籍上の氏名は関谷祐子であります。
 - 神田真秋、丹呉泰健および森口祐子の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - 当社は神田真秋、丹呉泰健および森口祐子の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が取締役に選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 当社は神田真秋、丹呉泰健および森口祐子の各氏との間で当社定款第26条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏が取締役に選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員が業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害に対して当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 選任後の取締役・監査役の専門性と経験

氏名	専門性と経験								
	企業経営・企業戦略	営業CS	リスク管理・法務・コンプライアンス	会計財務	人事・人材開発	IT・システム	市場運用	グローバル経験	
取締役	境 敏幸	●	●	●	●	●	●	●	●
	土屋 諭	●	●	●		●	●	●	●
	林 敬治	●	●	●	●		●	●	
	野上 匡行	●	●	●				●	●
	筧 雅樹	●	●	●	●	●	●	●	
	神田 真秋	●		●		●			●
	丹呉 泰健	●		●	●	●		●	●
	森口 祐子		●			●			●
監査役	所 竜二	●	●	●	●				
	押谷 俊男	●	●	●		●			
	佐伯 卓	●		●	●				●
	池村 幸雄	●	●	●	●		●		●

本スキル・マトリックスは、各人の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役の効力は、本総会開始の時までとなりますので、改めて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。



もうり てつ ろう
毛利 哲朗 (1953年3月6日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|----------------------------|----------|-------------|
| 1982年 4月 | 大阪弁護士会弁護士登録
中央総合法律事務所勤務 | 2010年 6月 | 当社補欠監査役(現任) |
| 1986年 4月 | 岐阜県弁護士会弁護士登録
毛利法律事務所開設 | | |
| 2005年 4月 | 岐阜県弁護士会会長
日本弁護士連合会理事 | | |

再任

社外

独立役員

補欠の社外監査役候補者とした理由

毛利哲朗氏は、弁護士としての専門的な見地から、当社の経営執行などの適法性について客観的・中立的な監査をしていただくことを期待し、補欠の社外監査役候補者いたしました。

また、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、法律の専門家としての職責を果たされていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

注1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

- 毛利哲朗氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 毛利哲朗氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として届け出る予定であります。
- 毛利哲朗氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で当社定款第39条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員が業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害に対して当該保険契約により填補することとしております。毛利哲朗氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

1 当社の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社は本店122か店・出張所33か店・代理店2か店において、預金業務、貸出業務、内国・外国為替業務、国債・投資信託及び保険の販売業務、社債の受託業務、信託業務等を営み、地域のお客さまのニーズに合わせた様々な商品・サービスをお届けしております。また、有価証券投資業務を行い、より効率的な資金運用に努めております。

この他海外の駐在員事務所においては、海外に進出又は進出を計画されているお客さまのために現地情報の収集・提供等を行っております。

金融経済環境

当期の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制と経済活動の両立が進むなかで、個人消費や設備投資を中心に持ち直しの動きが続きました。一方で、ウクライナ危機の長期化、海外主要中央銀行の金融引き締めによる世界的な景気減速懸念、エネルギーや原材料価格の高止まりを主因とする物価高、欧米発の金融不安の影響等が懸念され、足元では先行きへの不透明感が高まりました。

個人消費では、コロナ禍による経済活動制限の緩和により、全国旅行支援やインバウンド再開による訪日外国人消費の拡大等から、旅行や外食等のサービス消費は堅調に推移しました。また、エネルギーや食料品等をはじめとした物価上昇が消費意欲の下押し要因となりましたが、政府による物価対策の効果や行動制限下で積み上がった貯蓄にも支えられ、緩やかな増加を続けました。

企業部門では、資源高や海外経済の減速といった輸出や生産の下押し要因があったものの、感染症対策や供給制約の緩和によって、企業収益は全体として高水準となりました。設備投資は、好調な企業収益を背景に、ポストコロナやデジタル化、脱炭素化に向けた投資意欲が高まっており、増加傾向にあります。

東海地方の経済におきましては、主要産業である自

動車産業は、半導体不足等から生産計画の下方修正が続きましたが、部品不足の影響が和らいできたことから足元では増産に転じる動きがみられました。

金融市場を振り返りますと、ドル円相場は、日米の金利差拡大から円安が加速し、2022年10月には32年ぶりの円安水準となる1ドル151円台まで下落しましたが、日本政府によるドル売り・円買い介入が実施されたことや利上げによる米国景気の悪化懸念が強まったことから、その後反転し、120円台をつける局面も見られました。日経平均株価は概ね26,000円から29,000円で推移しましたが、欧米の銀行破綻等の金融動揺の影響等から、上値の重い展開となりました。

事業の経過及び成果 (事業の経過)

このような金融経済環境のもと、2022年度は、中期経営計画「『Let's Do It!』～社員輝き 地域伸びゆく～」(2021年度～2023年度)の2年目として、基本戦略を積極的に推進することでお客さまの高度なニーズにお応えするとともに、地域循環型社会の担い手として地域経済の活性化と持続的成長に向けた取り組みを推進させることで「お客さまの共感と感動を呼び、地域に必要とされる企業グループ」を目指し、OKBグループが一体となって業務を展開してまいりました。主な施策は次のとおりであります。

1. コンサルティング型ビジネスモデルの強化

地域商社機能を活用した取り組みを積極的に展開し、お客さまの販路開拓や商材・サービスの付加価値向上に向けた商品企画等をサポートしつつ、お客さまが持つブランド価値の向上に向けた取り組み等をサポートすることで地域の魅力を発信してまいりました。

地域の自治体に対しては、自治体向けコンサルティングチーム「ローカル共Co-プロジェクト」を創設し、当社グループが培ってきた独自のノウハ

ウやネットワークを活用して、「交流人口の増加」「観光収益拡大」「新たな地域資源の発掘」等の地域課題の解決に取り組んでまいりました。

また、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対しては、ご融資やご返済についての相談に積極的に応じる等、引き続ききめ細やかな対応に努めてまいりました。

2. お客さまとの接点強化

キャッシュレス化の進展や非対面チャネルの浸透により、銀行店舗に求められる役割が大きく変化している状況を踏まえ、経営資源の最適な配分を一層進めることによって、お客さまのニーズの変化にマッチした店舗ネットワークの構築に努めてまいりました。また、複数の店舗が同じ建物内で営業する「店舗内店舗」化を進め、土田・関口・正木・押越・上石津の各出張所、雄飛ヶ丘特別出張所及び今尾代理店（同時に出張所化）の7店舗を近隣店舗内に移転し、拠点の効率化を進めるとともに、移転した一部の店舗跡地に「OKBそうだん広場」を設置し、どんなことでも気軽に相談いただける拠点としてお客さまとの接点強化に努めてまいりました。

3. デジタル戦略

AI(人工知能)がお客さま一人ひとりに合った“お金との向き合い方”を提案する「OKBアプリ_LiFit」等の非対面チャネルの強化により、“リアル”での接点だけでなく“デジタル”でも繋がることのできる環境整備に取り組んでまいりました。また、業務のデジタル化にも引き続き取り組み、書類の電子決裁・電子報告等によるペーパーレス化により業務効率化を進めるとともに、各種商品サービスのチラシやパンフレット等をデジタル上で展開する「デジタルブック」の取り扱いを開始する等、環境に配慮した取り組みを進めてまいりました。

加えて、地域のDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進をサポートするため、日本マイクロソフト株式会社と連携し、本山支店内に開設した「Microsoft Base Nagoya-Motoyama」を拠点とし、ITコンサルティング専門スタッフが「ITツールを活用した業務効率化」による生産性向上を提案する等、地域企業の課題解決に取り組むとともに

に、地域DXに関連するセミナー・イベントを随時開催してお客さまのDX分野における支援に取り組んでまいりました。

4. 業務プロセス改革

営業店窓口のカウンターラインのレイアウトを見直し、「総合受付」「クイックカウンター」「サービスカウンター」を設置してお客さまのご来店目的に合わせて受付方法を変更することで、待ち時間短縮や受付手続の簡素化が可能となり、ご来店されるお客さまの利便性向上に努めてまいりました。

また、営業店での事務手続を本部に集約することにより、営業店の事務負担を削減し、「営業」と「事務」が混在していた営業店業務を「営業」中心にシフトすることで、お客さまの高度なニーズにも応えられる体制を構築してまいりました。

5. 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

2022年6月に頭取を委員長とするサステナビリティ推進委員会を設置いたしました。優先重点課題の1つである「気候変動対応・環境保全」への取り組みとして、環境省が所管する株式会社脱炭素化支援機構へ出資を行いました。

お客さまの気候変動対応を支援する取り組みとして、温室効果ガス排出量の「見える化」サービスを提供する事業者や、カーボンニュートラルの推進を支援する事業者とのビジネスマッチング業務を開始し、お客さまの脱炭素化をサポートしてまいりました。

また、環境改善効果のある事業に資金使途を限定したグリーンローンや、SDGs・ESGに関連する目標の達成度合いに応じて金利を引き下げるサステナビリティ・リンク・ローン等を通じ、地域循環型社会の担い手として持続可能な地域づくりに取り組んでまいりました。

このような施策に役職員が一体となり取り組んだ結果、事業の成果は次のとおりとなりました。

(事業の成果)

経常収益は、コンサルティング営業の強化により役員取引等収益が増加した他、資金運用収益や外為デリバティブの販売による外国為替売買益が増加したこと

から、前年度比54億円増加して763億円となりました。一方、経常費用は、営業経費は減少しましたが、外貨を中心とした資金調達費用や国債等債券売却損の増加により前年度比117億円増加して695億円となりました。この結果、経常利益は前年度比63億円減少して67億円、当期純利益は前年度比45億円減少して44億円となりました。

資産及び負債の状況につきましては、預金は当期中291億円増加して当期末残高は5兆7,190億円となりました。貸出金は地元企業の資金需要に積極的に応えた結果、当期中2,172億円増加して当期末残高は4兆5,253億円となりました。また、有価証券は市場動向を注視しつつ運用した結果、当期中957億円減少して当期末残高は1兆4,343億円となりました。

対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、低金利環境の長期化、他業態からの金融業界への参入による競争激化といった金融業界の課題に加え、人口減少・少子高齢化の進行や後継者不在・労働力不足に伴う事業先数の減少による地域経済の縮小懸念により、依然として先行きへの不透明感がみられます。

また、脱炭素化をはじめとするサステナビリティの分野における対応は世界的な潮流となるとともに、新型コロナウイルス感染症に端を発したデジタル化の急速な進展に加え、原材料価格の高騰やウクライナ情勢に

よる地政学上のリスクの長期化等により、経営環境や産業構造は大きく変化しております。

これら様々な問題や社会情勢の大きな変化を伴う環境下において、お客さまのニーズも大きく変化しており、金融・非金融を問わず何でも相談できる「まちのかかりつけ金融機関」として、お客さまの多様化したニーズにお応えできる様々なコンサルティングやサービスをお届けしていくことが、私たちの社会的使命であると考えております。

2023年度は中期経営計画「『Let's Do It!』～社員輝き 地域伸びゆく～」の最終年度として、目指す姿である「お客さまの共感と感動を呼び、地域に必要とされる企業グループ」を実現するべく、以下の取り組みを進めてまいります。

1.中期経営計画の基本戦略の推進

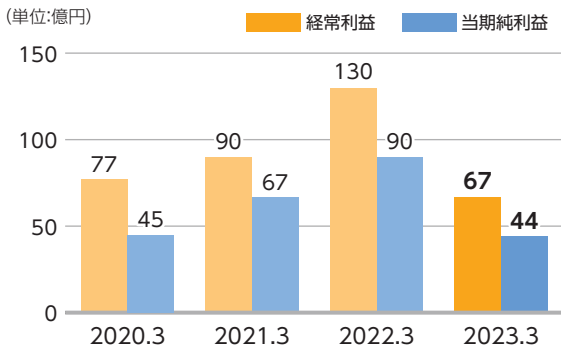
(1) コンサルティング型ビジネスモデルの強化

- カウンセリング・コンサルティング・コーチングを通じてお客さまの本業支援・課題解決を図るビジネスモデルの構築
- 個人のお客さまのライフステージに合わせて適切な提案を行う体制の強化
- コンサルティング型ビジネスを行うためのスキル明確化と人材育成プラン整備

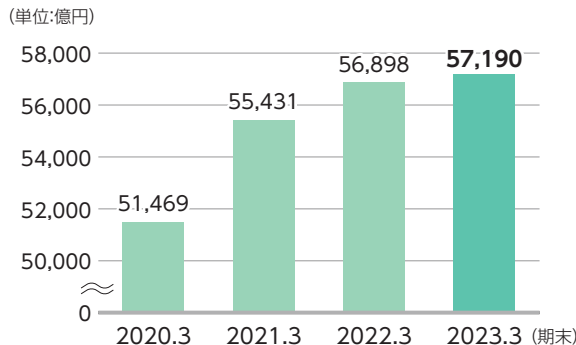
(2) お客さまとの接点強化

- 地域・お客さまのニーズに合わせた店舗の機能別再編

経常利益・当期純利益(単体)



預金残高(譲渡性預金は含まず)



- 非対面チャネル強化及びデータ利活用によるカスタマーエクスペリエンスの向上とお客さま接点の拡充
- (3)業務プロセス改革
- 業務プロセスの見直し・業務のデジタル化による生産性向上、社員の働き方改革

なお、中期経営計画の計数目標に対する2023年3月期の実績は次のとおりとなりました。

<計数目標の進捗状況>

項目	計数目標 (2024年3月期)	2023年3月期 実績
【単体】顧客向けサービス利益(※1)	黒字化	35億円
【連結】自己資本比率	8.3%以上	8.5%
【連結】コアOHR(※2)	75%台	71.9%
【連結】当期純利益(※3)	95億円以上	48億円
【単体】役員取引等利益比率(※4)	13%以上	13.9%
【単体】事業先に対するコンサルティング提案件数(※5)	3,300件以上	4,053件
【単体】個人に対するコンサルティング提案件数(※6)	33,000件以上	40,218件

(※1) 預貸金利息+役員取引等利益-経費

(※2) 経費+コア業務粗利益

(※3) 親会社株主に帰属する当期純利益

(※4) 役員取引等利益+コア業務粗利益

(※5) 事業計画策定支援件数、事業承継相談件数、ビジネスマッチング商談設定件数、医療・介護・教育事業者に係る有益情報取得件数 等

(※6) 預り資産提案件数・信託提案件数 等

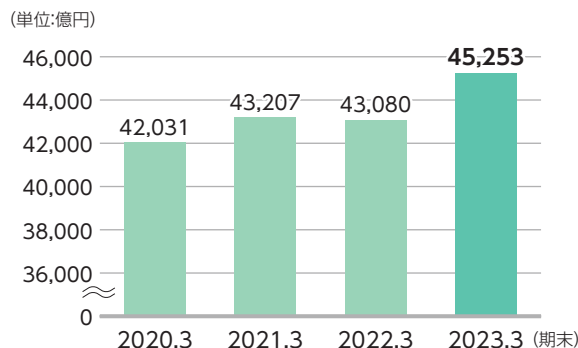
2.持続可能な社会の実現に向けた取り組み

当事業年度中に設置したサステナビリティ推進委員会を通じ、社会的課題や環境問題の解決に向けた取り組みをさらに強化するとともに、事業を行うお客さまに対しても「OKBサステナブルビジネスサポートデスク」によるサステナビリティに関するコンサルティングを強化していくことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

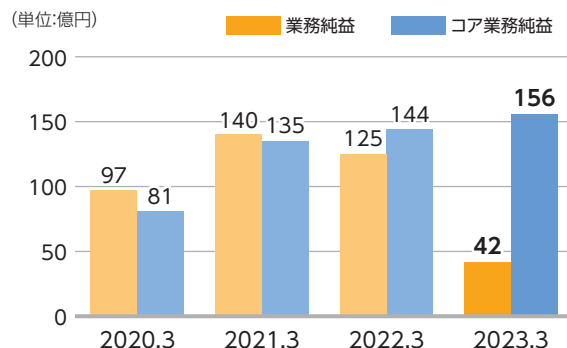
当社は「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」という基本理念のもと、地域とともに歩んでまいりました。従来からの銀行業務における収益環境は厳しさを増し、金融そのものが大きな変革を迫られるなかで、今後、地域経済はアフターコロナにおける正常化への動きがより活発化することが見込まれています。当社は今後も地域のお客さまに寄り添ったサポートをすることで、地域のさらなる活性化のお役に立てるよう、役職員が一体となって努力してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き温かいご支援と変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

貸出金残高(住宅ローン残高を含む)



業務純益・コア業務純益(単体)



② 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預金	5,146,911	5,543,107	5,689,824	5,719,007
定期性預金	1,907,110	1,842,957	1,788,717	1,707,852
その他	3,239,800	3,700,149	3,901,106	4,011,155
貸出金	4,203,160	4,320,709	4,308,099	4,525,365
個人向け	1,717,901	1,806,000	1,861,493	1,879,520
中小企業向け	1,341,135	1,408,817	1,371,765	1,467,038
その他	1,144,124	1,105,892	1,074,841	1,178,806
商品有価証券	551	288	187	228
有価証券	1,284,410	1,422,365	1,530,105	1,434,357
国債	85,744	90,765	80,203	58,556
その他	1,198,666	1,331,600	1,449,902	1,375,801
総資産	5,891,313	7,345,109	7,613,552	6,588,342
内国為替取扱高	27,655,678	27,581,297	28,763,902	28,994,386
外国為替取扱高	2,457 ^{百万ドル}	2,506 ^{百万ドル}	2,232 ^{百万ドル}	2,227 ^{百万ドル}
経常利益	7,728	9,048	13,059	6,747
当期純利益	4,597	6,757	9,008	4,419
1株当たり当期純利益	110 ^円 04 ^銭	161 ^円 70 ^銭	215 ^円 89 ^銭	106 ^円 18 ^銭
信託財産	980	1,219	1,235	1,231
信託報酬	24	6	1	0

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、各年度の平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	115,303	116,425	115,400	122,762
経常利益	10,335	12,010	16,671	9,376
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,498	8,011	10,620	4,825
包括利益	△8,962	35,789	△4,015	△22,995
純資産額	297,809	330,696	323,287	288,073
総資産	5,983,075	7,450,778	7,721,232	6,671,147

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,660人
平均年齢	39年9月
平均勤続年数	17年2月
平均給与月額	363千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数は、委任型執行役員、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み、賞与を除く2023年3月中の平均給与月額であります。

【ご参考】

中核人材の登用等における多様性の確保

多様性に満ちた豊富な人材が当社グループの原動力であり続けるために、女性活躍を一層促進するとともに、外国人の採用・登用に加え、多種多様な知識と経験を持った中途採用者を積極的に採用・登用してまいります（2023年3月末時点：海外駐在員事務所の現地スタッフを含む外国人社員3名、リーダー職（主任以上）における中途採用者23名）。

女性活躍においては、女性リーダー職（主任以上）比率を、2030年までに30%とすることを目標に、主に、管理職を目指す意識改革に向けた取り組み、両立支援制度の取得環境を向上させる取り組みを実施してまいります（2023年3月末時点：女性リーダー職（主任以上）比率26.0%）。

多彩な人材の育成のため、自身の目指す姿や成長を実感していけるような仕組みと環境を継続して整備してまいります。

④ 営業所等の状況

イ 営業所数

		当年度末	
		店	うち出張所
岐	阜 県	90	(25)
愛	知 県	57	(7)
三	重 県	4	(1)
滋	賀 県	2	(—)
東	京 都	1	(—)
大	阪 府	1	(—)
合	計	155	(33)

注1. 上記の他、当社を所属銀行として当社の子会社である株式会社OKBフロントが運営する銀行代理店を2か所設置しております。

2. 上記の他、海外駐在員事務所を2か所設置しております。

3. 上記の他、店舗外現金自動設備を214か所設置しております。

4. 当年度末の営業所数のうち出張所18か店については、店舗内店舗の形態(1か所の店舗内に複数の支店や出張所が同居する店舗形態)による営業としておりますので、店舗の拠点数としては、137拠点となっております。

ロ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

注1. 当事業年度において、西可児出張所、南濃代理店、野寺代理店、今尾代理店を形態変更し、それぞれ西可児支店、南濃支店、野寺支店、今尾出張所としております。

2. 店舗外現金自動設備新設(7か所)

土田(可児市)

関口(関市)

雄飛ヶ丘(各務原市)

上石津(大垣市)

高田(養老郡養老町)

イオンモール土岐(土岐市)

ヨシツヤ津島本店(津島市)

3. 店舗外現金自動設備廃止(25か所)

本山駅前(名古屋市千種区)

KYB岐阜北工場(可児市)

KYB岐阜南工場(可児市)

桑名市多度地区市民センター(桑名市)

野寺代理店(海津市)

南濃代理店(海津市)

ラビオ(小牧市)

スーパーセンターオークワ中津川店(中津川市)

航空自衛隊岐阜基地(各務原市)
 関ヶ原町民体育館(不破郡関ヶ原町)
 鹿島町(岐阜市)
 土岐泉大島町(土岐市)
 西野町(岐阜市)
 川島河田(各務原市)
 公設市場(大垣市)
 イビデン河間工場(大垣市)
 イビデン青柳工場(大垣市)
 桑名市役所(桑名市)
 イオン長浜店(長浜市)
 木沢記念病院(美濃加茂市)
 本今(大垣市)
 パロー西可児店(可児市)
 トヨタ多治見サービスセンター(多治見市)
 博愛会病院(不破郡垂井町)
 マイン笠原(多治見市)

八 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社OKBフロント	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地	—

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
楽天銀行株式会社

5 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	4,579
---------	-------

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内容	金額
ぎふ県庁支店の移転	81

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金 (百万円)	当社が有する 子会社等の議決権比率(%)	その他
共友リース株式会社	名古屋市 中村区豊国通 1丁目22番地の2	リース業	120	27.08	—
共立コンピューター サービス株式会社	岐阜県 大垣市加賀野 4丁目1番地の9	システム開発、ITコン サルティングに関する 業務	45	5.00	—
株式会社OKB総研	岐阜県 大垣市郭町 2丁目25番地	経済・産業・文化の 調査研究とその受託、 企業経営情報の提供と 各種コンサルティング 業務	50	34.00	—
OKB証券株式会社	岐阜県 大垣市郭町 2丁目25番地	証券業務	1,500	100.00	—
株式会社OKB信用保証	岐阜県 大垣市郭町 2丁目25番地	ローンの信用保証業務、 不動産担保物件の調 査・評価業務	90	100.00	—
株式会社 OKBペイメントプラット	岐阜県 大垣市郭町 2丁目25番地	クレジットカード業務	30	49.66	—
株式会社OKBキャピタル	岐阜県 大垣市郭町 2丁目25番地	株式・社債等への 投資業務	100	49.79	—

会社名	所在地	主要業務内容	資本金 (百万円)	当社が有する 子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社OKBビジネス	岐阜県 大垣市郭町 3丁目98番地	銀行事務の受託・集中 処理業務、現金等の 精査・整理業務	20	100.00	—
株式会社OKBパートナーズ	岐阜県 大垣市林町 9丁目57番地	帳票・物品類の受発送 業務、文書作成、印刷 業務、文書等保管業務	10	100.00	—
株式会社OKBフロント	岐阜県 大垣市郭町 3丁目98番地	銀行代理業務	10	100.00	—

注1. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2022年11月29日及び2023年3月9日に子会社等の株式を追加取得し、以下のように議決権比率を引き上げております。

会社名	当社が有する子会社等の議決権比率(%)	
	変更前	変更後
共友リース株式会社	8.69	27.08
株式会社OKB総研	5.00	34.00
株式会社OKB信用保証	43.08	100.00
株式会社OKBペイメントプラットフォーム	5.00	49.66
株式会社OKBキャピタル	35.00	49.79

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

2 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項

1 会社役員 の 状 況

(2022年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
境 敏幸	取締役頭取 (代表取締役)	全般・業務監査部担当		
土屋 諭	常務取締役	総合企画部・広報部・人事部・ IT統轄部・市場金融部・ 総務部担当		
林 敬治	常務取締役	経営管理部・関連事業部・ 審査部・事務管理部・ 事務集中部・システム部担当		
野上 匡行	常務取締役	岐阜支店長		
寛 雅樹	常務取締役	営業支援部・法人営業部・ 海外事業推進部・個人営業部・ 公務金融部担当		
神田 真秋	取締役 (社外取締役)		愛知芸術文化センター総長 愛知県国際交流協会会長 株式会社東海東京調査センター顧問 ブラザー工業株式会社社外監査役	
丹呉 泰健	取締役 (社外取締役)		三菱UFJ信託銀行株式会社社外 取締役 (監査等委員)	
森口 祐子	取締役 (社外取締役)		株式会社ゴールドウイン社外取締役	
所 竜二	常勤監査役			
押谷 俊男	常勤監査役			
佐伯 卓	監査役 (社外監査役)		東邦瓦斯株式会社顧問	
池村 幸雄	監査役 (社外監査役)		キョーリン製薬ホールディングス 株式会社社外監査役	

注1. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

監査役 菊池 恒雄 2022年6月21日 任期満了により退任

2. 取締役 神田 真秋、丹呉 泰健及び森口 祐子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 監査役 佐伯 卓及び池村 幸雄の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 取締役 神田 真秋、丹呉 泰健及び森口 祐子の各氏、監査役 佐伯 卓及び池村 幸雄の各氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

5. 取締役 森口 祐子氏の戸籍上の氏名は関谷 祐子であります。

6. 当社は委任型執行役員制度を導入しており、委任型執行役員は次のとおりであります。

(2022年度未現在)

氏名	地位	担当
五藤 義徳	統括執行役員	総合企画部長
後藤 勝利	統括執行役員	本店営業部長
金森 靖	統括執行役員	関連事業部長

② 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位:百万円)

区分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	8名	184	157	14	13
監査役	5名	59	59	—	—
計	13名	244	217	14	13

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 支給人数には、当事業年度中に退任した監査役1名を含んでおります。

ロ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるために各事業年度の当期純利益水準としており、当事業年度の実績は44億円であります。当社の業績連動型報酬枠の算定方法は「二 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」のとおりであります。

ハ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、権利行使時の株式1株当たり払込金額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションであり、基本報酬としての確定金額報酬に応じて算出された額を基に、毎年一定の時期に割当てしております。

二 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2010年6月24日開催の第198期定時株主総会において、取締役及び監査役の基本報酬としての確定金額報酬、取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬の基準となる業績連動型報酬枠及び取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬としての株式報酬型ストック・オプション報酬額について次のとおり決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名であります。なお、株式報酬型ストック・オプションについては2021年6月22日開催の第209期定時株主総会において決議された内容が最新となります。当該株主総会終結時点のその定めの対象とされた取締役（社外取締役を除く）の員数は5名であります。

①確定金額報酬

区 分	年 額
取締役	350百万円以内
監査役	80百万円以内

②取締役の業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠
30億円以下	なし
30億円超～60億円以下	20百万円
60億円超～90億円以下	40百万円
90億円超～120億円以下	60百万円
120億円超～150億円以下	80百万円
150億円超	100百万円

③株式報酬型ストック・オプション報酬額

新株予約権を年額90百万円の範囲で取締役（社外取締役を除く）に割当て

ホ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経営諮問会議の提言内容を踏まえて決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

【取締役の報酬等に関する基本方針の概要】

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株価や業績との連動性を重視した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬及びストック・オプション報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み確定金額報酬のみを支払うこととする。

②確定金額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の確定金額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の当期純利益水準に応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。非金銭報酬としてのストック・オプション報酬は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、権利行使時の株式1株当たり払込金額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションとし、確定金額報酬に応じて算出された額を基に、毎年一定の時期に割当てる。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、報酬体系に係る上記①の基本方針に沿った構成とする。その内容については経営諮問会議に諮問するものとし、取締役頭取は経営諮問会議の提言内容を踏まえて、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額及び各取締役の業務実績等を踏まえた業績連動型報酬の評価配分とする。取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、経営諮問会議に諮問するものとし、上記の委任を受けた取締役頭取は経営諮問会議の提言内容を踏まえて決定することとする。なお、ストック・オプション報酬についても経営諮問会議に諮問するものとし、その提言内容を踏まえて取締役会で取締役個人別の新株予約権割当個数を決議する。

へ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役頭取 境 敏幸に対し各取締役の確定金額報酬の額及び各取締役の業務実績等を踏まえた業績連動型報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業務実績等について評価を行うには代表取締役頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に経営諮問会議へ諮問し、その提言内容を踏まえたものとしております。

3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
神田 真秋	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。
丹呉 泰健	
森口 祐子	
佐伯 卓	
池村 幸雄	

4 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

5 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社取締役、 当社監査役及び 当社執行役員	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、当社監査役及び当社執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。 なお、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。 次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
神田 真秋	愛知芸術文化センター総長 愛知県国際交流協会会長 株式会社東海東京調査センター顧問 ブラザー工業株式会社社外監査役
丹呉 泰健	三菱UFJ信託銀行株式会社社外取締役(監査等委員)
森口 祐子	株式会社ゴールドウイン社外取締役
佐伯 卓	東邦瓦斯株式会社顧問
池村 幸雄	キョーリン製薬ホールディングス株式会社社外監査役

注. 当社とブラザー工業株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社及び東邦瓦斯株式会社との間においては、通常の銀行取引があります。その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会及び監査会における発言、その他の活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
神田 真秋	8年9か月	[取締役会] 12回中12回 [経営諮問会議] 3回中3回	弁護士としての経歴に加え、一宮市長や愛知県知事を歴任する等、行政・地方自治への幅広い見識と豊富な経験を有し、取締役会において経営全般に関する適切な意見を述べております。 この他、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
丹呉 泰健	7年9か月	[取締役会] 12回中11回 [経営諮問会議] 3回中3回	財務省の主計局長や財務事務次官を歴任し、金融行政に関する広範な知識と経験から、取締役会において経営全般に関する適切な意見を述べております。 この他、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会及び監査会における発言、その他の活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
森口 祐子	2年9か月	[取締役会] 12回中10回 [経営諮問会議] 3回中2回	プロスポーツ選手として長年培ってきた幅広い見識と豊富な経験から、取締役会において経営全般に関する適切な意見を述べております。この他、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
佐伯 卓	10年9か月	[取締役会] 12回中11回 [監査役会] 12回中11回 [経営諮問会議] 3回中3回	東邦瓦斯株式会社の代表取締役社長・会長として会社経営に携わり、企業経営者としての幅広い見識と豊富な経験から、取締役会及び監査役会において経営全般に関する適切な意見を述べております。この他、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
池村 幸雄	9か月	[取締役会] 就任以降に開催された10回中10回 [監査役会] 就任以降に開催された10回中10回 [経営諮問会議] 就任以降に開催された2回中2回	みずほフィナンシャルグループにて市場関連業務の要職を務めた他、日本精工株式会社の執行役常務として法務部門、コンプライアンス部門を担当する等、企業経営に関する幅広い見識と豊富な経験から、取締役会及び監査役会において経営全般に関する適切な意見を述べております。この他、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

③ 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	48	—

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 支給人数には、当事業年度中に退任した監査役1名を含んでおります。

④ 社外役員の意見

社外役員に関する事項に記載した内容に対して、社外役員の意見はありません。

4 当社の株式に関する事項

① 株式数	発行可能株式総数	80,000千株
	発行済株式の総数	41,831千株

注.株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

② 当年度末株主数 23,197名

③ 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,696	11.28
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,108	7.46
大垣共立銀行従業員持株会	1,260	3.02
岐建株式会社	1,064	2.55
株式会社みずほ銀行	800	1.92
明治安田生命保険相互会社	791	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	547	1.31
牧村株式会社	535	1.28
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	478	1.15
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	446	1.07

注1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(208千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

④ 役員保有株式

当事業年度中に、職務執行の対価として交付した株式はありません。

【ご参考】

当社が保有する株式に関する事項

① 当社の政策保有に関する方針

政策保有株式については、保有便益やリスクが資本コストに見合っているか等を踏まえつつ、個別に中長期的な経済合理性や将来の見通しの検証を定期的に行っております。経済合理性の検証にあたっては収益性・健全性の観点による検証を実施しております。その結果、地域金融機関として取引先との長期的・安定的な取引関係の維持・強化や、当社の事業戦略上の事由等から保有の適否を総合的に判断し、保有の意義が認められない銘柄については、売却又は残高圧縮を基本方針といたします。

② 当社の政策保有株式の議決権行使の基準

政策保有株式の議決権行使にあたっては、政策保有先企業のコンプライアンスやガバナンスの状況等も踏まえ、当社及び当該企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するかを十分に勘案し、議決権の行使に特別な注意を要する場合には、十分な情報を収集のうえ、総合的に賛否を判断いたします。

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 鈴木 賢次 指定有限責任社員 内田 宏季	60	(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由) 注4 (非監査業務の内容) 企業文化に関するアンケートの調査業務

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等はこれらの合計額を記載しております。
- 当社及び子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は74百万円であります。
- 監査役会は、前事業年度における会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画等の内容及び報酬額の見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

② 責任限定契約

該当事項はありません。

③ 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

④ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が適切と判断される場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保する体制

内部統制システムの構築に関する基本方針

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」という経営の基本理念にたち、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、行動憲章において「コンプライアンスを徹底し、誠実・公正に業務を遂行すること」を定めます。
- (2) 取締役会が定めた行動憲章について、取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、コンプライアンスを徹底します。
- (3) 取締役会は、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンスの重要性を役職員に周知するとともに、コンプライアンスの徹底を図ります。
- (4) 取締役会は、その時々を経営環境を踏まえたコンプライアンスに関する重点実施項目として事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員はこれを実践します。
- (5) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンスの実践状況等の把握を行い、必要な改善措置等を協議・検討します。
- (6) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス態勢の整備を行います。また、全部店は、コンプライアンス責任者のもと、コンプライアンスの実践及び研修を行います。
- (7) 取締役会は、コンプライアンスの実践状況及び運営上の問題点等について定期的又は必要に応じて随時、提言・報告を受け、経営施策に反映します。
- (8) 取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署から、法令等遵守態勢に係る監査結果について適時適切に報告を受けます。

- (9) 役職員の法令違反等の早期発見及び未然防止を行うため、内部通報（コンプライアンス・ホットライン等）及び通報者保護の措置を講じます。
- (10) 反社会的勢力に対しては、適切かつ毅然とした対応で臨み、関係遮断を徹底します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会等の議事録及び関連資料等、重要な文書については、社内規定に基づき、適切に保存・管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、当社及び当社の関連会社（以下、「当社グループ」という）の業務において発生するリスクについて、以下のリスク区分を設定し、当該リスクを適切に管理するため「リスク管理方針」を定めます。
 - A. 信用リスク
 - B. 市場リスク
 - C. 流動性リスク
 - D. オペレーショナル・リスク
- (2) 取締役会が定めたリスク管理方針に則り、リスク区分毎のリスク管理規程において、リスクに関する管理体制、管理方法を定め、リスク区分毎に設置した統括管理部署及び所管部署が、担当するリスクを網羅的に管理し、統合的リスク管理部署が、それらの各種リスクを統合的に管理します。
- (3) ALM委員会を設置し、全体のバランスシート（含むオフバランス）を総合調整することにより、リスクを許容範囲内に制御し、収益性の向上に努めます。

- (4) 取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク状況について定期的又は必要に応じて随時、報告を受ける他、必要に応じて調査等を実施させます。
- (5) 取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署から、リスク管理態勢に係る監査結果について適時適切に報告を受けます。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、中期経営計画を策定し、その主旨、基本戦略及び主要施策等について役職員に周知するとともに、中期経営計画に基づき半期毎の業務計画を策定します。業務計画の策定にあたり、戦略目標として、計量計画の設定、各業務区分への効率的な資本配賦及び効率的な経営資源の配分を行います。
- (2) 取締役会は、中期経営計画及び業務計画の進捗状況等について、定期的に報告を受ける他、必要に応じて計画達成に向けた具体的施策を決定します。
- (3) 取締役会の下部組織として役付取締役及び常勤監査役で構成される常務会において、経営に関する重要事項について協議するとともに、業務全般の統制・管理を行います。
- (4) 取締役会決議に基づく業務執行については、組織規程及び職務権限基準において業務分掌・権限等を定め、これらに基づき各業務執行部署が適切に業務を遂行することにより、取締役の職務執行の効率化を図ります。

5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社関連会社の経営・統制全般に係る統括部署を設置し、関連会社の経営状況の定期的な把握及びコンプライアンスの実践状況、リスク管理

状況等、業務運営全般に関するモニタリング等を行うとともにこれらについて統括部署より適時適切に報告を受けます。

- (2) 取締役会は、当社の企業集団における業務の適正の確保を図るため「関連会社運営規程」を定め、関連会社の自主・独立性を尊重しつつ、関連会社の経営管理態勢、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢等に関する基本方針と遵守事項を明確にします。また、関連会社の経営や業務上の重要事項については、統括部署が窓口となり、当社内で事前協議する体制を確保します。
- (3) 当社は、関連会社との間において、定期的に諸会議を開催し業務運営全般に関する意思の疎通と連携強化を図ります。
- (4) 取締役会は、内部監査部署から、関連会社に対する監査結果について適時適切に報告を受けます。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、直ちに対応します。その際には、当該使用人の取締役からの独立性を確保し、監査役の指示の実効性を確保します。

7 監査役に報告をするための体制

役職員は、監査役に対し、法令及び社内規程に定めのある事項の他、以下の事項等について報告を行います。

- (1) 当社グループの業務・業績に影響を与える重要な事項
- (2) 当社グループの役職員による法令又は定款に違反

した事項、また、それらが発生する恐れがあると
考えられる事項

- (3) 主要な会議及び委員会の議事録
- (4) 取締役が決裁した重要な稟議書及び取締役に報告された重要な報告書
- (5) 関連会社の業務執行状況等に関する事項
- (6) 内部監査の実施状況及びその結果
上記(1)から(6)のうち、関連会社に関する事項について、関連会社の役職員から、当社統括部署を通じて、当社の監査役へ報告する体制を適切に確保します。
また、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底します。

⑧ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 役職員は、監査役会規程及び監査役監査基準を尊重し、また、代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行い、対処すべき課題等についての意思疎通を図ります。
- (2) 監査役が職務の執行上必要と認める費用について当社に対し請求をしたときは、適切に対応します。

⑨ 本基本方針は、取締役会にて、原則として年1回又は必要に応じて随時、見直しを行います。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は業務の適正を確保するため、内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき内部統制を整備し運用しております。

当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

取締役で構成する取締役会を12回開催し、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行う他、取締役が業務執行状況やリスク状況の報告等を行いました。また、役付取締役にて構成する常務会を21回開催し、経営に関する重要事項について協議するとともに業務全般の統制・管理を行いました。

(2) リスク管理態勢

リスク管理に関する取組方針や組織体制等を定めたリスク管理方針や、リスク区分毎の管理手続き等を定めた各種リスク管理規程等に基づき、担当取締役が四半期毎にリスク状況を取締役に報告いたしました。

(3) コンプライアンス態勢

コンプライアンスに関する重点実施項目「コンプライアンス・プログラム」を取締役に策定し、役職員はこれを実践いたしました。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会では、コンプライアンスの実践状況等の把握を行い、必要な改善策等を協議・検討いたしました。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社グループにおける経営課題の把握や業務の適正を確保するため、担当取締役が四半期毎にグループ会社の業務執行状況やリスク状況を取締役に報告いたしました。

(5) 監査役の職務執行

監査役は取締役会や常務会等へ出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認いたしました。また、監査役は、会計監査人や内部監査部門、コンプライアンス統括部門、グループ会社の取締役・監査役等と定期的に情報交換や意見交換を行うことにより監査の実効性を高めております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	501,405	預金	5,719,007
現金	70,411	当座預金	394,365
預け金	430,994	普通預金	3,476,928
コーロローン	2,537	貯蓄預金	45,969
買入金銭債権	2,799	通知預金	12,767
商品有価証券	228	定期預金	1,707,852
商品国債	125	その他の預金	81,123
商品地方債	103	譲渡性預金	63,965
金銭の信託	4,950	コールマネー	17,893
有価証券	1,434,357	売現先勘定	35,085
国債	58,556	債券貸借取引受入担保金	111,477
地方債	444,562	借入金	318,018
社債	333,467	借入金	318,018
株式	133,685	外国為替	880
その他の証券	464,085	売渡外国為替	847
貸出金	4,525,365	未払外国為替	32
割引手形	8,713	信託勘定借	1,231
手形貸付	102,164	その他負債	34,876
証書貸付	4,038,822	未決済為替借	1,301
当座貸越	375,664	未払法人税等	310
外国為替	5,651	未払費用	2,403
外国他店預け	4,399	前受収益	1,237
買入外国為替	835	金融派生商品	13,497
取立外国為替	416	金融商品等受入担保金	1,732
その他資産	70,806	リース債務	848
未決済為替貸	637	資産除去債務	171
前払費用	442	その他の負債	13,373
未収収益	4,581	賞与引当金	1,313
先物取引差入証拠金	1,425	退職給付引当金	1,249
先物取引差金勘定	17	睡眠預金払戻損失引当金	114
金融派生商品	11,449	ポイント引当金	728
金融商品等差入担保金	6,372	再評価に係る繰延税金負債	1,855
その他の資産	45,881	支払承諾	16,460
有形固定資産	27,830	負債の部合計	6,324,157
建物	8,463	(純資産の部)	
土地	16,112	資本金	46,773
リース資産	842	資本剰余金	36,034
建設仮勘定	558	資本準備金	36,034
その他の有形固定資産	1,853	利益剰余金	164,925
無形固定資産	5,873	利益準備金	13,536
ソフトウェア	4,228	その他利益剰余金	151,389
その他の無形固定資産	1,644	別途積立金	125,578
前払年金費用	10,143	繰越利益剰余金	25,811
繰延税金資産	2,852	自己株式	△402
支払承諾見返	16,460	株主資本合計	247,331
貸倒引当金	△22,921	その他有価証券評価差額金	16,318
		繰延ヘッジ損益	△1,374
		土地再評価差額金	1,813
		評価・換算差額等合計	16,757
		新株予約権	96
		純資産の部合計	264,185
資産の部合計	6,588,342	負債及び純資産の部合計	6,588,342

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
経常収益		76,316
資金運用収益	51,402	
貸出金利息	36,334	
有価証券利息配当金	14,092	
コールローン利息	62	
預け金利息	645	
金利スワップ受入利息	154	
その他の受入利息	113	
信託報酬	0	
役務取引等収益	15,842	
受入為替手数料	2,880	
その他の役務収益	12,961	
その他業務収益	3,825	
外国為替売買益	3,358	
商品有価証券売買益	2	
国債等債券売却益	464	
その他経常収益	5,244	
株式等売却益	4,818	
金銭の信託運用益	4	
その他の経常収益	421	
経常費用		69,568
資金調達費用	5,478	
預金利息	345	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息	773	
売現先利息	1,322	
債券貸借取引支払利息	3,019	
借入金利息	9	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	8,048	
支払為替手数料	292	
その他の役務費用	7,756	
その他業務費用	11,897	
国債等債券売却損	10,647	
国債等債券償却	0	
金融派生商品費用	1,014	
その他の業務費用	234	
営業経費	40,229	
その他経常費用	3,914	
貸倒引当金繰入額	3,286	
貸出金償却	0	
株式等売却損	216	
株式等償却	72	
その他の経常費用	338	
経常利益		6,747
特別利益		17
固定資産処分益	17	
特別損失		717
固定資産処分損	247	
減損損失	469	
税引前当期純利益		6,048
法人税、住民税及び事業税	1,955	
法人税等調整額	△326	
法人税等合計		1,628
当期純利益		4,419

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	501,970	預金	5,691,355
コールローン及び買入手形	2,537	譲渡性預金	50,565
買入金銭債権	2,799	コールマネー及び売渡手形	17,893
商品有価証券	228	売現先勘定	35,085
金銭の信託	4,950	債券貸借取引受入担保金	111,477
有価証券	1,419,709	借入金	377,889
貸出金	4,498,254	外国為替	880
外国為替	5,651	社債	3,000
リース債権及びリース投資資産	83,315	信託勘定借	1,231
その他資産	111,276	その他負債	71,933
有形固定資産	31,284	賞与引当金	1,592
建物	9,176	退職給付に係る負債	799
土地	16,359	役員退職慰労引当金	39
リース資産	87	睡眠預金払戻損失引当金	114
建設仮勘定	558	ポイント引当金	861
その他の有形固定資産	5,102	特別法上の引当金	0
無形固定資産	5,752	繰延税金負債	36
ソフトウェア	3,995	再評価に係る繰延税金負債	1,855
リース資産	66	支払承諾	16,460
その他の無形固定資産	1,689	負債の部合計	6,383,073
退職給付に係る資産	11,766	(純資産の部)	
繰延税金資産	3,855	資本金	46,773
支払承諾見返	16,460	資本剰余金	42,362
貸倒引当金	△28,650	利益剰余金	179,968
投資損失引当金	△15	自己株式	△402
		株主資本合計	268,702
		その他有価証券評価差額金	16,860
		繰延ヘッジ損益	△1,374
		土地再評価差額金	1,813
		退職給付に係る調整累計額	1,975
		その他の包括利益累計額合計	19,275
		新株予約権	96
		純資産の部合計	288,073
資産の部合計	6,671,147	負債及び純資産の部合計	6,671,147

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
経常収益		122,762
資金運用収益	51,412	
貸出金利息	36,266	
有価証券利息配当金	14,170	
コールローン利息及び買入手形利息	62	
預け金利息	645	
その他の受入利息	267	
信託報酬	0	
役務取引等収益	19,144	
その他業務収益	4,104	
その他経常収益	48,100	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	48,099	
経常費用		113,386
資金調達費用	5,663	
預金利息	345	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	773	
売現先利息	1,322	
債券貸借取引支払利息	3,019	
借入金利息	190	
社債利息	6	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	7,649	
その他業務費用	11,898	
営業経費	42,914	
その他経常費用	45,260	
貸倒引当金繰入額	4,219	
その他の経常費用	41,041	
経常利益		9,376
特別利益		17
固定資産処分益	17	
特別損失		718
固定資産処分損	248	
減損損失	469	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		8,675
法人税、住民税及び事業税	3,919	
法人税等調整額	△317	
法人税等合計		3,601
当期純利益		5,073
非支配株主に帰属する当期純利益		248
親会社株主に帰属する当期純利益		4,825

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社大垣共立銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢 次
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 宏 季
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大垣共立銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第211期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社大垣共立銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢 次
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 宏 季
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大垣共立銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大垣共立銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第211期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的の子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社大垣共立銀行 監査役会

常勤監査役 所 竜 二 印

常勤監査役 押 谷 俊 男 印

社外監査役 佐 伯 卓 印

社外監査役 池 村 幸 雄 印

以 上

1 OKBの店舗

地域の特性に合わせた店舗づくり

“OKB岐阜中央プラザ わくわくベースG”が「柳ヶ瀬グラスル35」にオープン!

2023年4月17日(月)、岐阜市柳ヶ瀬エリアの超高層複合ビル「柳ヶ瀬グラスル35」1階に岐阜支店・千手堂支店・神田町出張所の移転・集約拠点として、「OKB岐阜中央プラザ」がオープンしました。岐阜(Gifu)の新たなランドマークである柳ヶ瀬グラスル35 (GLASSTLE)に、世代(Generation)や性別(Gender)を問わずさまざまな人が集い(Gather)、成長(Grow)していくというコンセプトのもと、キャッチコピーを“わくわくベースG”としました。OKB岐阜中央プラザでは営業時間終了後や休日にイベントを開催するなどして柳ヶ瀬エリアの“わくわく感”を創り出すとともに「地域」の「ハブ」となり「つながり」を創出し、新たなコミュニティを形成していくことで地域の活性化に貢献していきます。



ロビー

開放感ある空間に、岐阜県産の木材・タイルやサステナブルを意識した再生材などを利用しています。



壁画

岐阜県安八町出身のストリートアーティストRoam Couch (ロームカウチ)さんが制作した壁画がさらに地域を盛り上げます。

ぎふ県庁支店移転オープン



2023年1月4日(水)、ぎふ県庁支店が岐阜県庁の新庁舎開庁にあわせ、新庁舎内へ移転しました。

新店舗は、tomoni ART projectの障がい者アート商品などを展示するスペースを設けるほか、岐阜県産木材を利用することで親しみやすく温かみのある空間を創出する拠点となっています。

東京支店移転オープン

2023年4月24日(月)、東京支店およびグループ会社の共友リースの東京支店が「京橋YSビル」内に移転しました。新店舗には有料貸会議室サービス「OKBコミュニティプラザ東京」を設置し、お客さまにミーティングルームやワーキングスペースとしてご利用いただけるようにしました。

一宮支店移転オープン予定

2023年10月10日(火)、「尾西支店」を移転するとともに、店名を「一宮支店」へ変更します。新店舗は、「尾州織物」や「一宮七夕まつり」をイメージした空間としつつ、太陽光発電設備を設置するなど、環境にも配慮した店舗とします。

2 OKBのサステナビリティ

サステナビリティ基本方針

OKBグループは、サステナビリティを巡る課題への対応を重要な経営課題として認識し、「地域循環型社会の担い手として、持続可能な地域づくりに貢献する」ことで、OKBグループの経営の基本理念の実現を図ってまいります。



サステナビリティ推進マーク

経営の基本理念 「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」

重点課題(マテリアリティ)

OKBは次の6つの重点課題に取り組んでまいります

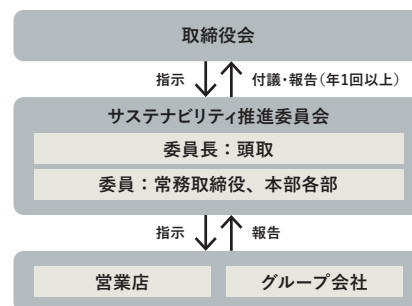
- I. 地域経済の持続的成長
- II. 地域のイノベーション支援
- III. 多様な人材の活躍推進
- IV. 気候変動対応、環境保全
- V. 地域資源の活用
- VI. コーポレートガバナンスの高度化



OKBのサステナビリティへの取り組みはこちら

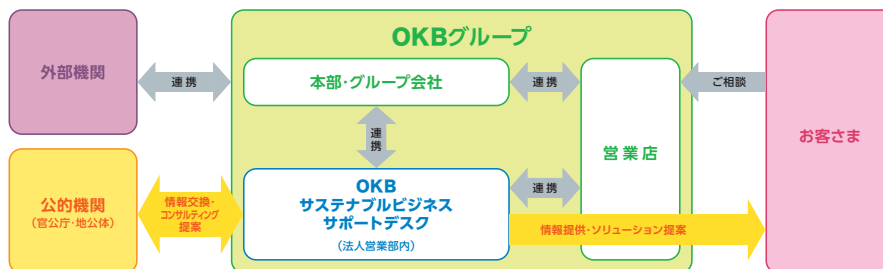
サステナビリティ推進委員会

OKBでは頭取を委員長としたサステナビリティ推進委員会を設置しています。同委員会では、SDGs/ESGIに係る取り組みに関する基本方針や重要事項などを協議しているほか、6つの重点課題(マテリアリティ)の非財務価値を測るため設定した指標の進捗管理を行っています。委員会における主な協議事項ならびに報告事項は、定期的にまたは必要に応じて取締役会に付議または報告され、取締役会がサステナビリティを巡る課題への取り組み状況を監督しています。



OKBサステナブルビジネスサポートデスク

SDGs(持続可能な開発目標)やカーボンニュートラルのサポートなど、“サステナビリティ”に関するお客さまのニーズにお応えするために「OKBサステナブルビジネスサポートデスク」を設置しています。



サステナビリティへの主な取り組み

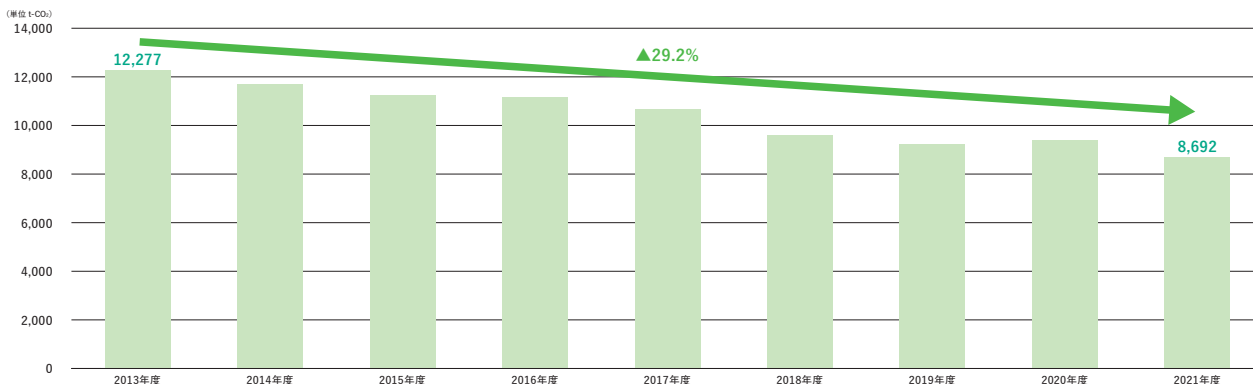
気候変動・環境対策



IV. 気候変動対応、環境保全

地球環境との共生が持続可能な社会の基盤となることを認識し、気候変動問題や環境保全活動に積極的、持続的に取り組んでいます。また、気候変動に関する情報開示の重要性を認識し、リスクや機会に関する積極的な情報開示に取り組むべく「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」の提言に賛同しています。

CO₂排出量の推移(OKBグループ)



CO₂排出量削減※目標(OKBグループ)

2030年度までに50%削減(2013年度比)
2050年度までにカーボンニュートラル達成

※Scope 1(OKBグループがガソリンを燃焼することなどにより直接的に発生するCO₂排出量)およびScope 2(他社から供給された電気などを使用することにより間接的に発生するCO₂排出量)に該当するCO₂排出量

脱炭素化支援機構への出資

国の財政投融资と民間企業などからの出資を原資としてファンド事業を行う株式会社脱炭素化支援機構(JICN)へ出資しました。“脱炭素化に意欲ある民間事業者などの取り組みを後押しすることで脱炭素社会の実現に貢献する”という同社の設立趣旨に賛同し、実施したものです。

「環境コンサルティング」紹介業務

「環境コンサルティング」として、温室効果ガス排出量算定支援などを行う企業(カーボンフリーコンサルティング株式会社、株式会社フルハン環境総合研究所、株式会社ゼロボード、e-dash株式会社、東邦ガス株式会社)を紹介しています。カーボンニュートラルや脱炭素経営実現を目指すお客さまのニーズにお応えすべく、より幅広いニーズに対応できる体制を構築します。

地方創生の取り組み



I. 地域経済の持続的成長

自治体向けコンサルティングチームの活動

自治体向けコンサルティングチーム「ローカル共 Co-プロジェクト(ローカル・Co-プロジェクト)」は、OKBグループのノウハウやネットワークを活用し、自治体が抱える「人口減少」「観光客の誘致力不足」などの問題に対してプロモーションやブランディング、DX支援などの面からサポートし、地域課題の解決に取り組んでいます。



「地域商社機能」の活用

OKBが培ってきたノウハウや知見、ネットワークを活かした提案により、地域事業者の商品開発などを通じた高付加価値化や販路開拓をサポートし、地域の活性化に繋がっていきます。

カクダイ製菓株式会社や株式会社矢場とんが、オークランド観光開発株式会社とそれぞれコラボし、高付加価値化や認知度向上を図るため、オリジナル商品などを販売するキャンペーンを実施しました。

産業・新技術の育成



II. 地域のイノベーション支援

「中部事務機×滋賀大学」の産学連携サポート

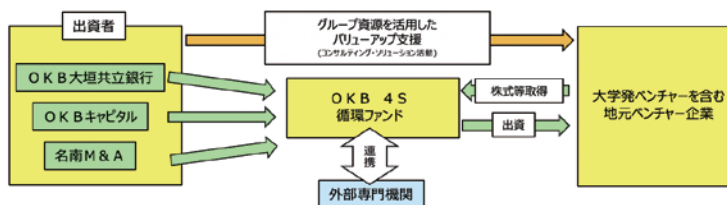
OKBはお客様の人材育成や技術ニーズに対して、豊富な知見を有する大学と連携することで課題解決に繋がっています。今般、営業データの解析と利活用課題を持つ中部事務機株式会社とデータサイエンスに強みを持つ滋賀大学との産学連携を仲介しました。これにより、中部事務機は滋賀大学による「学術指導」*を受講し、データサイエンス分野の知識習得、データを利用した顧客体験価値の向上と営業活動効率化を目指します。

*大学が企業の事業活動支援を目的に専門的知識・知見に基づき指導助言を行うこと



「OKB 4S循環ファンド」の創設

OKBおよびグループ会社のOKBキャピタルは、名南M&A株式会社と連携して、地元の活性化および新たなベンチャー企業育成風土の醸成を目的に新たなファンドを創設しました。本ファンドでは、①Seeds(有望な種を掘り起こし)、②Start Up(起業段階から事業化を支援)、③Success(投資先の発展)、④Social Return(地元活性化、ベンチャー企業育成風土の醸成)の4つのSを循環させることを目指します。



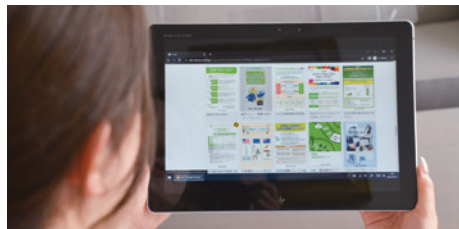
デジタル化への取り組み



デジタルブックの取り扱い開始

2022年6月、「デジタルブック」の取り扱いを開始しました。従来紙媒体でお客さまにお渡ししていたチラシ・パンフレットを、お客さまのスマートフォンやタブレット上で閲覧可能な「デジタルデータ」でお渡しが可能となりました。紙媒体とデジタルデータの併用により、お客さまの幅広いニーズへの対応のみならず、紙媒体の印刷部数削減に伴う環境負荷低減を図っています。

II. 地域のイノベーション支援



DX推進のためのセミナーを開催

OKBおよびグループ会社の共立コンピューターサービスの共催により、DX経営の基礎を学ぶためのセミナーを開催しました。2022年11月、12月に全4回のシリーズとして開催し、参加者には参加者同士でチームを組み、仮想企業の経営幹部として、DXを活用して経営課題を解決するという疑似体験を通してDX経営の基礎を学んでいただきました。



多様な人材の活躍推進



III. 多様な人材の活躍推進

女性活躍の推進

女性活躍を一層推進するべく、仕事と家庭の両立支援制度の拡充・利用促進や意識改革などに取り組むことで、女性が管理職を目指す環境づくりを積極的に行っています。

OKBは、女性活躍に向けた取り組みを地域にまで広げ、女性のための商品・サービスの企画・開発・推進を行う女性による、女性のためのプロジェクトチーム「エルズプロジェクト」を2008年に設置し、多くの女性専用サービスを展開してきました。これからも、女性目線でさまざまな商品・サービスの開発に取り組んでいきます。



女性リーダー職(主任以上)比率の目標

2030年までに**30%**達成

多彩な中途採用施策の実施

金融機関を取り巻く環境の変化やお客さまのニーズ多様化を踏まえ、多様な経験や専門性を持った人材の獲得に向けて中途採用を強化しています。採用施策としてOKB社員の紹介で採用する「リファラル採用」とOKBを退職した元社員を採用する「カムバック採用」を導入するとともに、OKB中途採用ホームページも、求職者の経験や専門性を活かせる場を分かりやすくお伝えできるようリニューアルしました。

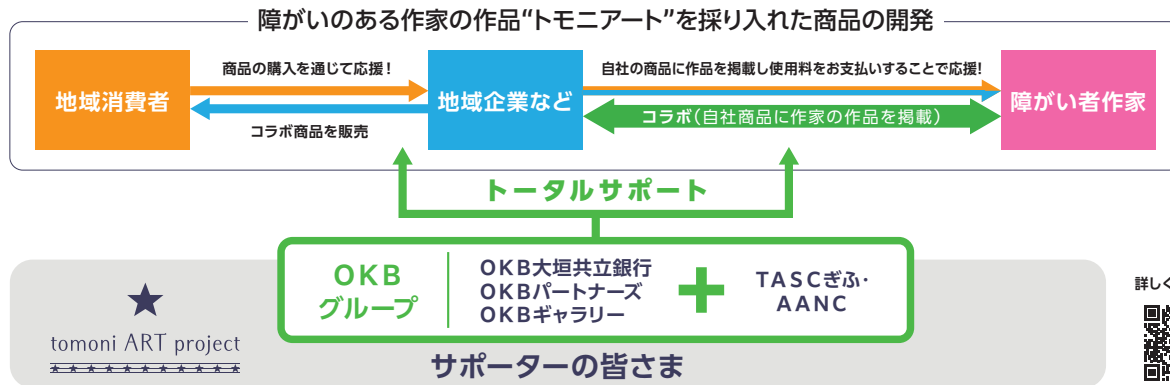
社会貢献への取り組み



V. 地域資源の活用

トモアートプロジェクトが拡大

地域企業や団体が持つ社会貢献ニーズのプラットフォームとなり、障がいのあるアーティストと地域企業などのコラボレーションによる商品開発をサポートする「トモアートプロジェクト(以下「TAP」)」が1周年を迎えました。本プロジェクトの趣旨にご賛同いただいたサポーター数は21社まで拡大し、これまでに5つの商品・サービスをはじめ、ノベルティ、ストリートフラッグが誕生しました(2023年4月30日現在)。これからもTAPの推進を通じて障がいのあるアーティストの社会参加をサポートし、“誰もがいきいきと活躍できる地域づくり”に貢献していきます。



トモアートの活用で誕生した商品・サービスなど



エタノール消毒液



抗ウイルスコーティング剤



抗菌マスクケース



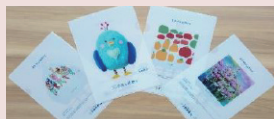
ストリートフラッグ(のぼり旗)



施工現場用仮囲い壁・店舗装飾



リサイクル便利グッズ



クリアファイル(ノベルティ)

子どもの居場所づくりを応援

地域で進む“子どもの居場所づくり”を応援しようと、OKB農場で収穫された野菜200kgを岐阜県社会福祉協議会へ寄贈しました。無農薬、化学合成肥料を使わず大切に育て、料理しやすく冷凍加工したトマトやナスなどの野菜は岐阜県内の“子ども食堂”などに届けられ、子どもたちの食事となります。料理も一緒に楽しんでもらえればと、野菜を使ったカレーやスイーツなどのレシピもお贈りしました。これからも地域の未来を担う子どもたちの健やかな成長をサポートしていきます。



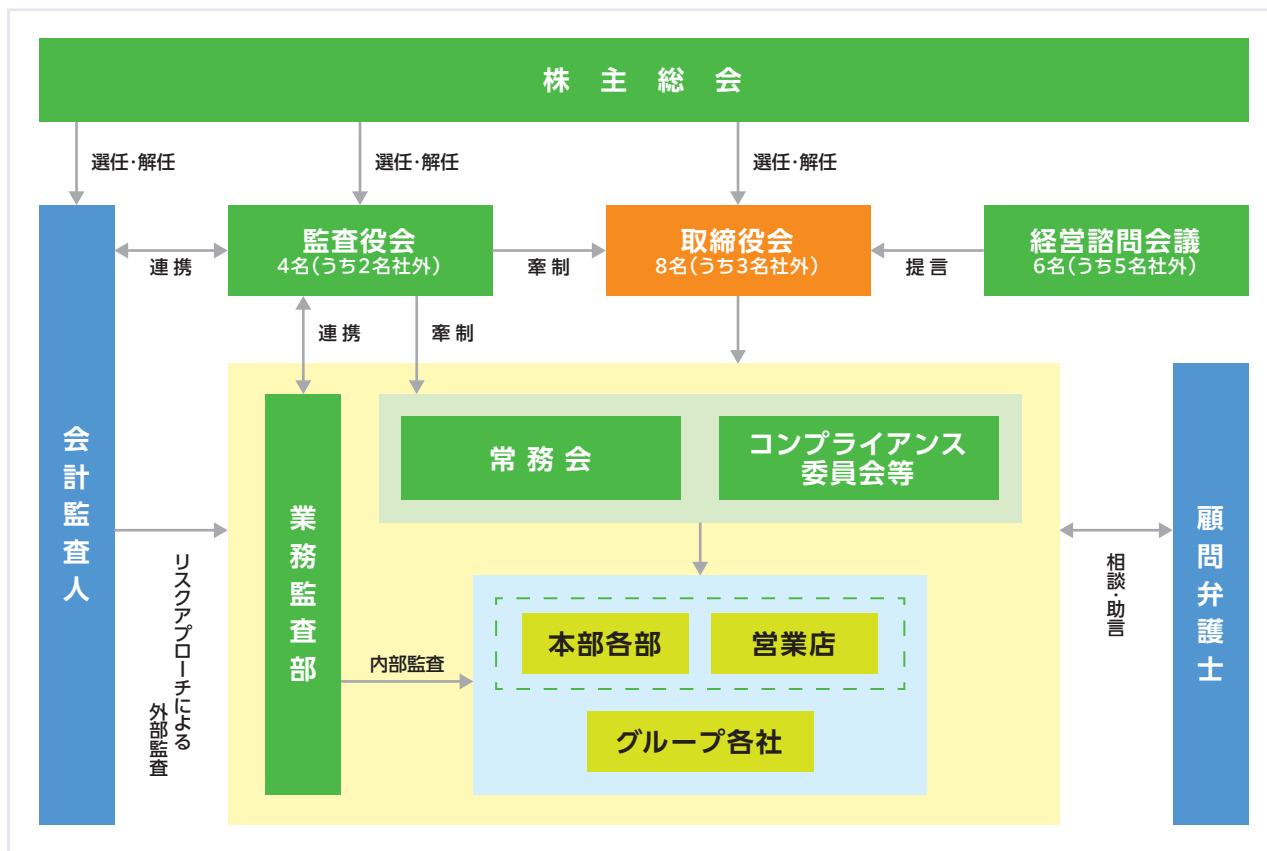
3 OKBのコーポレートガバナンス

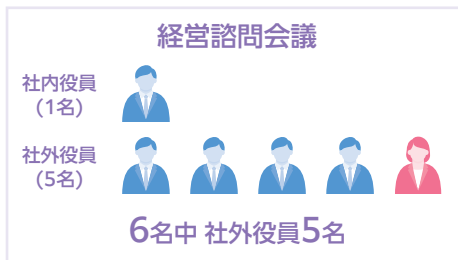
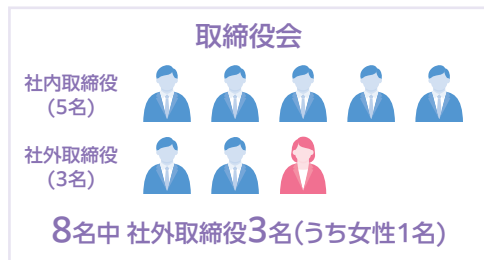
基本的な考え方

当社およびグループ各社は、経営の基本理念である「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」を実現するために、

- (1) 経営の迅速な意思決定および経営の効率性の追求
- (2) 積極的なディスクロージャーを通じた経営の透明性向上
- (3) 誠実な企業グループとして行動するためのコンプライアンス（法令等遵守）の実践と地域奉仕を基本に、コーポレートガバナンスの高度化に努めます。

現状のコーポレートガバナンス体制の概要





現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社で社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、各監査役は監査役会規程および監査役監査基準に則って、取締役の業務執行状況・コンプライアンス・リスク管理・企業情報開示などを含む内部統制システムの構築・運用状況の監査を行っています。

常勤監査役は常務会その他重要な会議への出席、諸会議議事録・稟議・各種報告などの閲覧、取締役および社員から受領した報告内容の検証、当社の業務および財産の状況に関する調査、営業店などへの往査などを行い、その結果については監査役会において社外監査役に報告しています。

社外取締役および社外監査役は、取締役会での意思決定の妥当性や適切性を確保するため意見を述べるなど、外部からの中立的・客観的な監督または監督機能が十分発揮できる体制を構築していることから、現状の体制としています。

取締役会の任意の諮問機関として経営諮問会議を設置することで、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しています。

取締役会の実効性に関する評価

(1) 実効性のある取締役会に向けた取り組み

当社では、経営陣の責任をより一層明確にするために、取締役の任期を1年としています。

2018年には、取締役の指名や報酬などの重要な事項の決定に対する客観性と説明責任を強化するために、独立社外役員を過半数とする経営諮問会議を設置しています。

(2) 取締役会全体の実効性の評価結果の概要

当社では、取締役会全体の実効性について、各取締役による自己評価などを踏まえ、毎年分析・評価を行うこととしており、2022年5月の取締役会において取締役会全体の実効性の分析評価を実施しました。

その結果の概要は以下のとおりであります。

- ・ 議案の重要性などを踏まえて取締役会運営を柔軟に行い、中長期的な経営課題などについての意見交換を行う時間を一層充実させていくべきである。
- ・ 論点・方針・リスク・結論などが分かりやすい資料づくりに努め、取締役会の議論が活性化するよう取締役会運営を進めていくべきである。

株主総会 会場ご案内図

開催日時 **2023年6月20日(火曜日)午前10時**

開催場所 **大垣フォーラムホテル 3階 雲海の間** 岐阜県大垣市万石2丁目31番地
TEL 0584-81-4171



交通案内

お車でご来場の株主様

名神高速道路「大垣IC」[岐阜羽島IC]より約20分 「安ハスマートIC」より約12分

- ・お車でご来場の株主様は、時間に余裕を持ってお越しください
- ・会場駐車場および会場周辺駐車場を設けておりますが、台数に限りがありますのであらかじめご了承ください

公共交通機関でご来場の株主様

JR東海道本線「大垣駅」(南口)よりタクシーで約10分、または名阪近鉄バス(2番のりば)岐阜線 岐阜聖徳学園大学行き「万石」バス停下車すぐ東海道新幹線「岐阜羽島駅」よりタクシーで約20分

大垣駅からのシャトルバスの運行は取り止めとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

OKB 大垣共立銀行

岐阜県大垣市郭町3-98
TEL:0584-74-2111 FAX:0584-74-2512 <https://www.okb.co.jp>

